

熊本県特別養護老人ホーム入所取扱指針 新旧対照表

(旧)	(新)
<p style="text-align: center;">熊本県特別養護老人ホーム入所取扱指針</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 入所に係る取扱い (1) 入所申込み ①～② (略) ③ 特例入所希望者は、居宅において日常生活を営むことが困難なことについて、そのやむを得ない事由を入所申込書に記載のうえ、申し込むものとする。</p> <p>(2)～(9) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>附 則 1 改正後の本指針は、平成27年4月1日から施行するものとする。 2 施設は、本指針に基づいて入所の取扱いに係る基準を作成し、平成27年4月1日から運用を開始するものとする。</p> <p>(別紙) 特に入所が必要と認められる事情の例 (略)</p>	<p style="text-align: center;">熊本県特別養護老人ホーム入所取扱指針</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 入所に係る取扱い (1) 入所申込み ①～② (略) ③ 特例入所希望者は、居宅において日常生活を営むことが困難なことについて、そのやむを得ない事由を入所申込書に記載のうえ、申し込むものとする。<u>なお、特例入所希望者から特例入所の要件に該当している旨の申立てがある場合には、入所申込みを受け付けない取扱いを認めないこととする(特例入所の要件に該当している旨の申立てがない者からの入所申込みに関する取扱いについては、各施設に委ねる。)</u>。</p> <p>(2)～(9) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>附 則 1 改正後の本指針は、平成27年4月1日から施行するものとする。 2 施設は、本指針に基づいて入所の取扱いに係る基準を作成し、平成27年4月1日から運用を開始するものとする。</p> <p><u>附 則</u> 1 <u>改正後の本指針は、平成29年6月12日から施行する。</u></p> <p>(別紙) 特に入所が必要と認められる事情の例 (略)</p>